

事業再生計画の概要

第1 対象事業者の概要

1 会社の概要

沿革

昭和26年(1951) 名古屋市にて創業

昭和28年(1953) 服部玩具株式会社を設立

資本金・株式(平成16年3月31日現在)

イ) 資本金

24百万円

ロ) 発行済株式

普通株式 480株(非公開)

ハ) 主要株主(持株比率)

服部孝夫	19.8%
服部達彦	19.2%
服部喜代子	19.2%
服部暁彦	12.5%
服部徳子	11.5%

本社・事業所

本社	:	名古屋市千種区
東京支店	:	東京都台東区蔵前
営業所	:	札幌、仙台、大阪、福岡

経営者

代表取締役 服部達彦

従業員の状況

173名(平成16年5月末日現在)

企業グループ

(株)藤観光: 休眠会社

(有)イーグルコスモス: 休眠会社

何れの会社も、本件事業再生計画の支援対象外である。倒産した取引先から売上債権回収のために代物弁済により子会社株式を取得し

たもの。

2 事業の概要

対象事業者は、中京圏を基盤として全国展開している玩具卸業者である。地場の小売店から全国展開の玩具専門チェーン、大手スーパーまで、幅広い顧客層を持ち、商品調達力等についての顧客の信頼は厚い。また大手メーカーとも強いネットワークを築いており、小売店とメーカーを橋渡しして迅速・多様な玩具流通を確保する重要な役割を担っている。

3 財務内容

平成16年7月期見込み（単位：百万円）

売上高	:	21,375
営業利益	:	100
経常利益	:	129
当期純利益	:	86
借入金総額	:	10,253

4 主要債権者

UFJ銀行 みずほ銀行等

第2 支援申込に至った経緯

対象事業者は、業界において全国第5位の地位を占める玩具卸売業者であり、メーカーや小売店からの信頼も厚い。しかし、大口取引先の破綻による売上債権の回収不能等により財務体質が悪化。加えて、利益管理・在庫管理・与信管理体制の未整備によるコストの増加・利益の減少により窮境に陥った。

このような状況のもと、対象事業者及びUFJ銀行、みずほ銀行は、過剰債務を解消するとともに、スポンサーである株式会社タカラ主導によるガバナンスの強化及び営業に関する積極的な支援により早期の事業再生を図るべく、産業再生機構に支援申込をするに至った。

第3 事業計画等の概要

1 事業計画

(1) 卸売業としての事業管理能力の向上

スポンサーの支援のもと、商品別・顧客別の利益管理・在庫管理及び、与信管理の手法を導入し、事業管理能力を向上させることを目的としてガバナンスの強化とシステム投資を行い、貸倒れや在庫評価損等の営業上の口スを減少させる。

また、経営資源をより戦略性の高い商品・顧客に集中させることにより、効率的な経営を目指す。

(2) 製造問屋機能追加による収益の拡大

スポンサーと連携し、付加価値が高いオリジナル商品を企画・製造・販売することで、より粗利益の高いビジネス展開を目指す。

(3) 事業再生計画の予想計数（百万円）

	平成 16 年 7 月期	平成 19 年 7 月期
売上高	21,375	25,941
営業利益	100	496

2 企業再編（ストラクチャー）

以下のストラクチャーを予定している。

会社分割の方法により、スポンサーの全額出資による子会社（受皿会社）に対し、事業価値を超える金融債務を除いた玩具卸売業に関する全ての営業を承継させる。スポンサーは受皿会社に対し5億円の出資を履行する。

会社分割後の対象事業者は、特別清算により清算する。

なお、産業活力再生特別措置法の認定を申請する予定である。

3 金融支援の概要

約 52 億円の金融支援（特別清算による債権放棄）を要請する。

第 4 支援基準適合性

1 生産性向上基準

本事業再生計画の遂行によって、自己資本当期純利益率が 2 %ポイント以上、有形固定資産回転率が 5 %以上、及び従業員一人あたり付加価値額が 6 %以上、それぞれ向上することになる。

2 財務健全化基準

本事業再生計画の遂行によって、有利子負債のキャッシュフローに対する比率は 10 倍以内となり、かつ、経常収入は経常支出を上回るようになる。

3 清算価値との比較

対象事業者を清算した場合の債権の価値は、事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値を下回ると見込まれる。

4 3年以内のリファイナンス等の可能性

本事業再生計画の実行着手時点で、財務状態が大幅に改善するとともに、その後キャッシュフロー確保も確実と見込まれるため、リファイナンスは十分に可能であると判断される。

5 過剰供給構造の解消との関係

事業再生計画の遂行に、「供給能力」が増加する事業は無いため、産業活力再生特別措置法の施行に関わる指針第15条に規定する「過剰供給構造の解消を妨げるもの」に該当しないと判断される。

6 労働組合との協議の状況

対象事業者には組合が存在しないため、今後速やかに従業員代表との協議を行なうことを予定している。

第5 経営者の責任

対象事業者の全取締役は役員退職金の請求権を放棄し、会社分割後の対象事業者に残り清算業務を遂行する。現社長に関しては、取引先等との関係継続の必要性から新会社の取締役就任を予定。

第6 株主の責任

会社分割後の対象事業者は特別清算の手続により、速やかに清算される。清算時に株主への配当は一切無い見込みであり、これにより株主責任は果たされることとなる。

以上